

令和6年度

第3回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和6年度第3回江別市農業委員会定例総会議事録

令和6年6月28日（金） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館21号室

1 出席委員（18名）

佐藤和人  
伊藤良明  
保倉義治  
山口利夫  
植村登  
佐藤昇  
中島清文  
砂川秀樹  
西野純一  
荻野雅志  
田中浩一  
得能謙二  
保倉浩行  
百瀬誠記  
松下博樹  
山田保彦  
長谷川礼子  
浅野目貴史

2 欠席委員（2名）

中田和孝  
工藤多希子

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	中山	雄太
	主任	武山	直人
	主任	金澤	由希
	主任	中川	いつみ

#### 4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	報告第14号	現況証明願及び照会について
日程第5	報告第15号	農地使用貸借の合意による解約について
日程第6	報告第16号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第7	報告第17号	農地法第3条の3の規定による届出について
日程第8	報告第18号	第2回農政常任委員会開催結果報告について
日程第9	報告第19号	第3回農地常任委員会開催結果報告について
日程第10	報告第20号	特例付加年金の裁定について
日程第11	議案第7号	現況証明願及び照会について
日程第12	議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第13	議案第9号	第3回農用地利用集積計画の決定について
日程第14	議案第10号	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

## 5 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和6年度第3回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は18名であります。  
ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、山口委員、保倉浩行委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について  
令和6年度第3回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。  
令和6年6月28日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。
- 事務局長 ご報告申し上げます。  
令和6年度第2回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。  
なお、本日の総会に中田委員、工藤委員が欠席する旨の通告がありました。  
以上でございます。
- 議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第14号

- 議長 日程第4 報告第14号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
金澤主任。

- 金澤主任** 報告第14号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。  
総会議案1ページから2ページをご覧ください。  
今回提出がありましたのは、No.10及びNo.13の計4件でございます。  
土地の所在等は記載のとおりです。  
No.10からNo.13は、公簿地目 畑4筆 計1,065.00㎡を内訳のとおり農地・  
採草放牧地以外と証明いたしました。  
これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございま  
す。

以上でございます。

- 議長** これより報告第14号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第14号を終結いたします。

### ◎報告第15号

- 議長** 日程第5 報告第15号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題  
といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

- 金澤主任** 報告第15号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し  
上げます。

総会議案3ページをご覧ください。

今回通知がありましたのはNo.3からNo.5の計3件で、全8筆、田30,599.00㎡、  
畑48,692.22㎡でございます。

内容につきましては、使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があっ  
たものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長** これより報告第15号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第15号を終結いたします。

### ◎報告第16号

- 議長** 日程第6 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借  
の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

- 金澤主任** 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合  
意解約についてご説明申し上げます。

総会議案4ページから5ページをご覧ください。

今回通知がありましたのはNo.6からNo.15の10件で、全17筆、畑109,629.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

- 議長 これより報告第16号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第16号を終結いたします。

### ◎報告第17号

- 議長 日程第7 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

- 武山主任 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。

総会議案6ページをご覧ください。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのはNo.2の1件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、1件 17筆 計74,981.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより報告第17号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第17号を終結いたします。

### ◎報告第18号

- 議長 日程第8 報告第18号 第2回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

- 農政常任委員長 報告第18号 令和6年度第2回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1「令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見交換会の実施結果について」は、令和6年5月30日に実施した市長との意見交換結果について報告し、情報共有を行いました。

なお、次年度についても、事前にテーマについて協議したうえで、市長と意見交換を実施するよう、事務局で調整することとしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第18号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第18号を終結いたします。

### ◎報告第19号

- 議長 日程第9 報告第19号 第3回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長 報告第19号 令和6年度第3回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 第3回農用地利用集積計画の決定について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第19号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第19号を終結いたします。

### ◎報告第20号

- 議長 日程第10 報告第20号 特例付加年金の裁定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中川主任。

- 中川主任** 報告第20号 特例付加年金の裁定について、ご説明申し上げます。  
今回裁定を受けましたのは、No.1の1件でございます。  
本件は、所有農地の利用権設定により後継者へ経営移譲を行ったもので、経営移譲日、処分対象農地等につきましては、記載のとおりでございます。  
なお、処分対象農地については、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画が定められており、それぞれ内容を審査確認の上、独立行政法人農業者年金基金へ裁定請求書類を提出し、裁定を受けたものでございます。  
説明は、以上でございます。
- 議長** これより報告第20号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
以上で報告第20号を終結いたします。

### ◎議案第7号

- 議長** 日程第11 議案第7号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
中島委員。
- 中島委員** 議案第7号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。  
今回願出がありましたのは、No.11の1件でございます。  
当該土地は、昭和44年9月29日付けで農地法第5条転用許可のあった土地で、現在の登記地目が畑のままであることから願出があったものでございます。  
現地調査は、6月4日に砂川委員、工藤委員、私、事務局から首藤主幹と日下部会計年度任用職員が参加し行いました。  
土地の所在等は記載のとおりで、No.11の現況は雑種地のため、登記地目 畑 333.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。  
以上でございます。
- 議長** これより議案第7号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
議案第7号を採決いたします。  
現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思っております。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。



## ◎議案第8号

○議長 日程第12 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案11ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No.2の1件でございます。

No.2は、個人農業者同士で解除条件付の貸借権の設定が1年でなされるもので、農地法第3条第3項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、1件4筆 計9,810.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎議案第9号

○議長 日程第13 議案第9号 第3回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 議案第9号 第3回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

総会議案12ページから18ページをご覧ください。

これは、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して、農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが2件 6筆 87,807.00㎡、利用権設定に係るものが、17件 28筆 215,773.22㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第9号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.35を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.35を除き採決いたします。

第3回農用地利用集積計画の決定について、申出18件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第9号の利用権設定のNo.35に対する質疑に入りますが、浅野目委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(浅野目委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第9号の利用権設定のNo.35を採決いたします。

第3回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

浅野目委員の復席を願います。

(浅野目委員復席)

### ◎議案第10号

- 議長 日程第14 議案第10号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

- 首藤主幹 それでは私から、議案第10号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明申し上げます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、同法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととされています。

このため、今回国通知に定める様式に従い、議案のとおり公開しようとするものです。

公表様式は議案20ページから25ページまでのとおりであり、内容につきましては、大半が令和5年度当初に設定した最適化活動の目標及び前回総会で付議いたしました「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」で評価した内容のとおりとなりますので、全体の説明は省略いたしますが、今回の公表様式で新たに記載された項目についてご説明いたします。

21ページのⅡ最適化活動の実施状況、1最適化活動の成果目標、(1)の農地の集積の項目の新規集積面積についてでございますが、②目標においては令和13年度に集積率95%を達成するため、21.35haの新規集積としておりましたが、③実績は18haに留まっております。

これは当市において既に相当程度の集積が進んでおり、非担い手の農地が細分化され、大きな面積の新規集積が難しくなっていることが影響しているものと考えられます。

次に25ページのⅢ事務の実施状況についてでございますが、令和5年度の農地法第3条に基づく許可は17件、第4条・第5条に基づく転用事務は5件となっております。

第3条に基づく許可事務に要した期間は平均26日で国が示す標準処理期間である28日以内となっております。

違反転用への対応は記載のとおりであり、解消の実績である0.38haについては、無許可で農業用施設として使用されていた農地部分について、農業用施設の建替えに伴い追認転用許可を受けたものです。

今回の公表様式につきましては、全国農業会議所のホームページ上で公表を行う予定です。

私からの説明は、以上になります。

○議長 これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、可とすることに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## 閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。  
令和6年度第3回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後2時43分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月28日

議長（会長）

署名委員

署名委員